

活動重点日

- 9月21日(土) 横断歩道おもいやりの日
- 9月24日(火) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
- 9月25日(水) 自転車安全利用の日
- 9月26日(木) 高齢者交通安全呼び掛けの日
- 9月27日(金) 飲酒運転根絶の日
- 9月30日(月) 交通事故死ゼロを目指す日(全国指定日)



自転車の危険な運転に新しく罰則が整備

道路交通法一部改正 令和6年11月23日までに施行

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反5万円以下の罰金

令和8年5月23日までに施行
自転車に対する交通反則通告制度(青切符による取締りを行う反則金制度)が適用になります。

反則金制度の対象となる違反は
113種類

取締りの対象年齢は
16歳以上

令和6年

秋の全国交通安全運動

富山県推進要綱

期間 9月21日(土)~9月30日(月)

スローガン ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪



運動重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。



運動の進め方

各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場、学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

重点 1

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

1 歩行者の交通事故防止対策

- ① 全ての年齢層を対象とする反射材用品等の視認効果等の周知と自発的な着用の促進
- ② 通学路等における見守り活動等の推進
- ③ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ④ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



2 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ① 歩行者に対する基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知及びハンドサインの実践
- ② 歩行中のこどもの交通事故の特徴(飛び出しによる事故が多いことなど)を踏まえた交通安全教育の推進
- ③ 日常生活における保護者や教育関係者からのこどもへの交通安全教育の推進
- ④ 高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための交通安全教育の推進

重点 2

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

1 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- ① 夕暮れ時から夜間に発生する交通事故の特徴(日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いことなど)を踏まえた交通安全教育の推進
- ② 夕暮れ時における自動車や自転車前照灯の早めの点灯の促進
- ③ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進
- ④ 各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起の促進

歩行者の見える距離



ヘッドライト下向き 黒っぽい服装約26m 明るい服装約38m 反射材着用57m以上

《正しい横断ルール》

- ① 横断歩道を渡ること
- ② 信号機の信号に従うこと
- ③ 横断する意思を明確に表すこと(ハンドサインの実践)
- ④ 安全を確認してから横断すること
- ⑤ 横断中も周りに気を付けること

《正しい通行ルール》

- ① 右側通行 ② 歩道通行

2 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- ① 横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守の促進
- ② 交通ルールの遵守と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナー実践の促進
- ③ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進



3 飲酒運転の根絶

- ① 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進
- ② 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- ③ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- ④ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



4 妨害運転等の防止対策

- ① 妨害運転等の悪質・危険な運転に関する広報啓発の推進
- ② 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

重点 3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ① 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性とその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ② 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付け促進
- ③ 幼児同乗中自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底の促進
- ④ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ⑤ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

2 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化)の周知

- ① 「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法等の周知と遵守の徹底の促進
- ② 交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底の促進
- ③ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- ④ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- ⑤ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)の規定(令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)についての周知

3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ① 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底
- ② 被害軽減のための乗車用ヘルメット着用の徹底
- ③ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進

